

入札公告

次のとおり一般競争入札を行いますので、公告します。

平成28年2月17日

公立大学法人奈良県立大学理事長 北岡 伸一

1 競争入札に付する調達の内容

- (1) 入札の名称
平成28年度公立大学法人奈良県立大学複写サービス契約
- (2) 入札物件の数量及び特質
平成28年度公立大学法人奈良県立大学複写サービス契約一式
その他入札説明書及び仕様書によります。
- (3) 契約期間
平成28年4月1日から平成33年3月31日まで
- (4) 納入場所
奈良県奈良市船橋町10番地 公立大学法人奈良県立大学
- (5) 入札方法
入札は、1枚当たりの単価（小数点以下2桁まで記載）で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約単価の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 競争入札に参加する者に必要な資格

- 次に掲げる(1)から(8)まですべてに該当する者がこの入札に参加することができます。
- (1) 奈良県における「物品購入等に係る競争入札参加資格等に関する規程」に基づく、奈良県競争入札参加者名簿（平成28年1月1日現在）に主たる営業種目がB1のオフィス用品で登録している者であること。
 - (2) 公立大学法人奈良県立大学契約規則（以下「規則」といいます。）第2条第1項又は第2項の規定に該当しない者であること。
 - (3) 「奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領」による入札参加停止又は入札参加保留の措置期間中でない者であること。
 - (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更正手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更正事件（以下「旧更正事件」といいます。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」といいます。）第30条に規定する更正手続開始の申立てを含みます。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。
ただし、会社更生法に基づく更正手続開始の決定（旧更正事件に係る旧法に基づく更正手続開始の決定を含みます。）を受けた者については、更正手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。
 - (5) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条の規定による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
 - (6) 平成12年4月1日以後に民事再生法第21条に規定する再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた場合は、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。
 - (7) 奈良県暴力団排除条例（平成23年3月奈良県条例第35号）第6条に規定する、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者に該当しない者であること。
 - (8) この公告に示した入札物件の入札仕様書で示す複写サービスを提供できる機器を確実に納入でき、かつ当該機器に関し、迅速なアフターサービスの体制が整備されていることを確約できる者であること。

3 入札説明書・仕様書の交付場所及び入開札の日時・場所

- (1) 入札説明書等の交付場所、入札参加者の証明書類の提出場所及び問合せ先
〒630-8258 奈良県奈良市船橋町10番地
公立大学法人奈良県立大学総務課
電話 0742-22-4978 内線112
- (2) 入札説明書等の交付期間
平成28年2月17日から平成28年2月22日まで（土曜日及び日曜日を除きます。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除きます。）とします。
- (3) 入札説明書等に関する質問
入札説明書等に関して質問がある場合は、平成28年2月22日（月）午前12時までにFAXで提出してください。なお、FAXを送信された際は、FAXを送信後に担当まで必ず確認の電話をしてください。
- (4) 入開札の日時及び場所
平成28年3月14日（月）午前9時30分から
奈良県奈良市船橋町10番地
公立大学法人奈良県立大学 3号館1階 協働サロン
- (5) 郵便による入札は行いません。

4 契約締結に関する条件

契約締結後、契約者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

- (1) 契約者の役員等（法人にあつては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（常時物品購入等契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、個人にあつてはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 契約者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (4) 契約者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) 契約者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) この契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）にあたって、その相手方が(1)から(5)までのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したとき。
- (7) この契約に係る下請契約等にあたって、(1)から(5)までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（(6)に該当する場合を除く。）において、下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。
- (8) この契約の履行にあたって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

5 その他

- (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 入札保証金 免除します。
- (3) 契約保証金
契約の相手方は、落札金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付するものとします。ただし、契約の相手方が規則第22条第2項各号のいずれかに該

当する者であるときは、免除します。

(4) 入札参加者に要求される事項

- ① 入札参加者は、上記2(8)を証明するに必要な書類を平成28年2月25日(木)午後5時までに提出してください。提出書類に基づき上記2(8)に該当すると認められ、かつ上記2(1)から(7)の規定を満たす者を入札参加者とします。
- ② 入札参加者は、入札・開札日の前日までの間において、法人から提出書類等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければなりません。
- ③ 入札参加者は、所定の入札書を作成し、封をした上、所定の場所及び日時に入札してください。
- ④ 入札参加者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。

(5) 入札の無効

この公告に示した競争参加資格のない者のした入札、規則第7条の規定に該当する入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とします。

(6) 契約書作成の要否

要します。

(7) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

(8) その他 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。